

資料	No.
	8

(案)

# 横浜港港湾計画書

— 一部変更 —

平成30年12月

横浜港港湾管理者

横浜市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき

- ・平成26年 9月 横浜市港湾審議会
- ・平成26年 11月 交通政策審議会第58回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成27年 6月 横浜市港湾審議会
- ・平成27年 12月 横浜市港湾審議会
- ・平成28年 2月 交通政策審議会第62回港湾分科会
- ・平成28年 7月 横浜市港湾審議会
- ・平成28年 11月 横浜市港湾審議会
- ・平成29年 11月 横浜市港湾審議会

の議を経た横浜港の港湾計画の一部を変更するものである。

## 目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
2 公共埠頭計画及び旅客船埠頭計画	4
3 水域施設計画	6
4 小型船だまり計画	7
港湾の環境の整備及び保全	8
1 港湾環境整備施設計画	8
土地造成及び土地利用計画	9
1 土地造成計画	9
2 土地利用計画	10
港湾の効率的な運営に関する事項	11
1 効率的な運営を特に促進する区域	11
2 臨海部物流拠点の形成を図る区域	12
3 効率的な流通業務を特に促進する区域	13
その他重要事項	14
1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能 するために必要な施設	14
2 大規模地震対策施設計画	15
3 港湾施設の利用	15
(1) 物資補給等のための施設	15

## 変更理由

- 1) クルーズ船の受入れ機能強化を図るとともに、完成自動車を取り扱うため、大黒ふ頭地区において、公共埠頭計画及び旅客船埠頭計画を変更する。
- 2) 山下ふ頭の再開発に対応するため、山下ふ頭地区において、公共埠頭計画及び旅客船埠頭計画、小型船だまり計画、土地利用計画、物資補給等のための施設計画を変更する。
- 3) 非効率なコンテナ輸送の解消を図るため、本牧ふ頭地区において、公共埠頭計画及び旅客船埠頭計画、水域施設計画、土地造成計画、土地利用計画、効率的な運営を特に促進する区域、臨海部物流拠点の形成を図る区域、効率的な流通業務を特に促進する区域、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設計画を変更する。  
また、山下ふ頭の再開発に伴い、本牧ふ頭地区において、小型船だまり計画を新たに計画する。
- 4) コンテナ船の大型化への対応や港湾の景観に配慮するため、新本牧ふ頭地区において、公共埠頭計画、港湾環境整備施設計画、土地造成計画、土地利用計画、効率的な運営を特に促進する区域、臨海部物流拠点の形成を図る区域、効率的な流通業務を特に促進する区域、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設計画、大規模地震対策施設計画を変更する。

## 港湾施設の規模及び配置

### 1 公共埠頭計画

#### 1-1 本牧ふ頭地区

##### (1) 外内貿コンテナ埠頭計画

非効率なコンテナ輸送の解消を図るため、以下の施設について計画を変更する。

水深 13 m	岸壁 3 バース	延長 900 m	(コンテナ船用)
			[既設の変更計画] HC1~3
水深 7.5 m	岸壁 1 バース	延長 240 m	(内貿コンテナ船用)
			[新規計画] HCD1
埠頭用地	252 ha	(荷さばき施設用地及び保管施設用地)	
	(うち 241 ha 既設)	[既定計画の変更計画]	

既設

水深 13 m	岸壁 3 バース	延長 1,000 m	(コンテナ船用)
			HC1~3

既定計画

埠頭用地	251 ha	(荷さばき施設用地及び保管施設用地)	
	(うち 241 ha 既設)		

## 1-2 新本牧ふ頭地区

### (1) 外内貿コンテナ埠頭計画

コンテナ船の大型化に対応するため、以下の施設について計画を変更する。

水深 18 m ~ 岸壁 2 バース 延長 1,000 m (コンテナ船用)

[既定計画の変更計画] SH1, 2

埠頭用地 103 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

[既定計画の変更計画]

既定計画

水深 18 m ~ 岸壁 2 バース 延長 800 m (コンテナ船用)

SH1, 2

埠頭用地 89 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

## 2 公共埠頭計画及び旅客船埠頭計画

### 2-1 大黒ふ頭地区

クルーズ船の受入れ機能強化を図るとともに、完成自動車を取り扱うため、公共埠頭計画及び旅客船埠頭計画を次のとおり変更する。

水深 1.2 m 岸壁 2 バース 延長 290 m  
[既設 (工事中)] DP3, 4

水深 1.1 m 岸壁 4 バース 延長 740 m  
[既定計画の変更計画] DT3~6

既定計画  
水深 1.2 m 岸壁 2 バース 延長 290 m DP3, 4  
水深 1.1 m 岸壁 4 バース 延長 740 m DT3~6

### 2-2 山下ふ頭地区

クルーズ船の受入れ機能強化を図るとともに、大型展示品等の一般貨物を取り扱うため、公共埠頭計画及び旅客船埠頭計画を次のとおり計画する。

水深 1.2 m 岸壁 2 バース 延長 420 m  
[既設の変更計画] YS2, 3

埠頭用地 1 ha (旅客施設用地) [新規計画]

既設  
水深 1.2 m 岸壁 2 バース 延長 420 m YS2, 3

## 2-3 本牧ふ頭地区

小型船だまり計画の変更に伴い、以下の施設について計画を変更する。

水深 12 m      岸壁 3 バース      延長 850 m

[既設の変更計画]      HA5~7

〔 既設  
    水深 12 m      岸壁 4 バース      延長 1,100 m      HA5~8 〕



### 3 水域施設計画

本牧ふ頭地区の泊地のうち、公共埠頭計画の変更に伴い以下の施設について計画を変更する。

#### 3-1 泊地

本牧ふ頭地区

水深 1 4 m 面積 3 h a [既定計画の変更計画]

〔既定計画  
水深 1 4 m 面積 3 h a〕

#### 4 小型船だまり計画

##### 4-1 山下ふ頭地区

山下ふ頭の再開発に伴い、小型船だまりを廃止する。

既定計画	水深 10 m	岸壁 5 バース	延長 900 m	YS6~10
	水深 3~4.5 m	物揚場	延長 300 m	YS2M, 4M

##### 4-2 本牧ふ頭地区

作業船のための小型船だまりを次のとおり計画する。

小型栈橋 6 基

[新規計画]

## 港湾の環境の整備及び保全

### 1 港湾環境整備施設計画

本港において良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設について、次のとおり計画を変更する。

- (1) 港湾労働者や来訪者の休息の場所を提供するとともに、陸側や沖合を航行する船舶などから見た景観上の緩衝帯を確保するため、以下の施設について計画を変更する。

本牧ふ頭地区 緑地 9 h a (うち6 h a 工事中)

[既定計画の変更計画]

新本牧ふ頭地区 緑地 4 h a

[既定計画の変更計画]

既定計画

本牧ふ頭地区 緑地 9 h a (うち6 h a 工事中)

新本牧ふ頭地区 緑地 4 h a

## 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり変更する。

### 1 土地造成計画

単位：h a

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	交流 厚生 用地	海面 処分 用地	合計
本牧ふ頭	(6) 6								(6) 6
新本牧ふ頭	(103) 103				(3) 3	(4) 4		(35) 35	(144) 144

注1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

### 既定計画

単位：h a

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	交流 厚生 用地	海面 処分 用地	合計
本牧ふ頭	(5) 5								(5) 5
新本牧ふ頭	(89) 89				(3) 3	(4) 4		(49) 49	(144) 144

注1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

## 2 土地利用計画

単位：h a

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	交流 厚生 用地	海面 処分 用地	合計
山下ふ頭	1			42	(4) 4	(1) 1 [1]			(5) 47 [1]
本牧ふ頭	(266) 266	(7) 7			(10) 10	(9) 9			(291) 291
新本牧ふ頭	(103) 103				(3) 3	(4) 4		(35) 35	(144) 144

注1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

また、[ ]は2階レベルの土地利用計画で外数である。

注2) 端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

### 既定計画

単位：h a

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	交流 厚生 用地	海面 処分 用地	合計
山下ふ頭				42	(4) 4	(1) 1 [1]			(5) 47 [1]
本牧ふ頭	(265) 265	(7) 7			(10) 10	(9) 9			(290) 290
新本牧ふ頭	(89) 89				(3) 3	(4) 4		(49) 49	(144) 144

注1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

また、[ ]は2階レベルの土地利用計画で外数である。

注2) 端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

## 港湾の効率的な運営に関する事項

### 1 効率的な運営を特に促進する区域

コンテナ船により輸送される貨物等を取扱う以下の埠頭について、効率的な運営を特に促進するよう措置することを計画する。(法第43条の11第1項の規定に基づく港湾運営会社によるものを含む。)

#### 1-1 本牧ふ頭地区

水深10m	岸壁2バース	延長400m	(コンテナ船用)	[既定計画]	HB2,3
水深16m	岸壁2バース	延長700m	(コンテナ船用)	(うち390m既設)	[既定計画] HBC1,2
水深13m	岸壁3バース	延長900m	(コンテナ船用)	[既設の変更計画]	HC1~3
水深7.5m	岸壁1バース	延長240m	(内貿コンテナ船用)	[新規計画]	HCD1
水深14m	岸壁1バース	延長500m	(コンテナ船用)	[既定計画]	HD1
水深16m	岸壁2バース	延長700m	(コンテナ船用)	[既定計画]	HD4,5
埠頭用地	252ha	(荷さばき施設用地及び保管施設用地)		(うち241ha既設)	[既定計画の変更計画]

#### 1-2 新本牧ふ頭地区

水深18m~	岸壁2バース	延長1,000m	(コンテナ船用)	[既定計画の変更計画]	SH1,2
埠頭用地	103ha	(荷さばき施設用地及び保管施設用地)		[既定計画の変更計画]	

## 2 臨海部物流拠点の形成を図る区域

産業構造の変化、港湾物流の高度化・多様化に対応した国際物流拠点を形成するため、以下の区域において臨海部物流拠点の形成を図るよう措置することを計画する。

国際海上コンテナ輸送に係る貨物の輸送及び保管及び荷さばき及び流通加工等に係る業務を行う施設等を集積し、埠頭と一体的に、埠頭の機能の一層の強化を図る区域について、公共埠頭計画の変更に伴い、次のとおり計画を変更する。

### 2-1 本牧ふ頭地区

水深 10 m	岸壁 2 バース	延長 400 m	(コンテナ船用)	[既定計画]	HB2, 3
水深 16 m	岸壁 2 バース	延長 700 m	(コンテナ船用)	(うち 390 m 既設) [既定計画]	HBC1, 2
水深 13 m	岸壁 3 バース	延長 900 m	(コンテナ船用)	[既設の変更計画]	HC1~3
水深 7.5 m	岸壁 1 バース	延長 240 m	(内貿コンテナ船用)	[新規計画]	HCD1
水深 14 m	岸壁 1 バース	延長 500 m	(コンテナ船用)	[既定計画]	HD1
水深 16 m	岸壁 2 バース	延長 700 m	(コンテナ船用)	[既定計画]	HD4, 5
埠頭用地	265 ha			[既定計画の変更計画]	
港湾関連用地	7 ha			[既定計画]	
交通機能用地	10 ha			[既定計画]	
緑地	9 ha			[既定計画の変更計画]	

## 2-2 新本牧ふ頭地区

水深18m～ 岸壁2バース 延長1,000m (コンテナ船用)

[既定計画の変更計画] SH1,2

埠頭用地 103ha

[既定計画の変更計画]

交通機能用地 3ha

[既定計画]

緑地 4ha

[既定計画の変更計画]

## 3 効率的な流通業務を特に促進する区域

港湾物流の高度化・多様化に対応した国際流通拠点を形成し、貨物需要創出を図り、国際競争力を強化するため、以下の区域において、効率的な流通業務の運営を特に促進するように措置することを計画する。

国際海上コンテナ運送に係る貨物の保管等であって、流通加工を伴うものの用に供する保管施設等を配置する本牧ふ頭地区及び新本牧ふ頭地区の範囲について、公共埠頭計画の変更に伴い変更する。



## その他重要事項

### 1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設について、公共埠頭計画等の変更に伴い、次のとおり変更する。

#### 1-1 本牧ふ頭地区

水深 10 m	岸壁 2 バース	延長 400 m	(コンテナ船用)	[既定計画]	HB2, 3
水深 16 m	岸壁 2 バース	延長 700 m	(コンテナ船用)	(うち 390 m 既設) [既定計画]	HBC1, 2
水深 13 m	岸壁 3 バース	延長 900 m	(コンテナ船用)	[既設の変更計画]	HC1~3
水深 7.5 m	岸壁 1 バース	延長 240 m	(内貿コンテナ船用)	[新規計画]	HCD1
水深 14 m	岸壁 1 バース	延長 500 m	(コンテナ船用)	[既定計画]	HD1
水深 16 m	岸壁 2 バース	延長 700 m	(コンテナ船用)	[既定計画]	HD4, 5
泊地	水深 16 m	面積 4 ha	(うち 2 ha 既設)	[既定計画]	
	水深 14 m	面積 3 ha		[既定計画の変更計画]	
航路・泊地	水深 16 m	面積 30 ha		[既定計画]	

## 1-2 新本牧ふ頭地区

水深 18 m ~ 岸壁 2 バース 延長 1,000 m (コンテナ船用)  
[既定計画の変更計画] SH1,2  
護岸 延長 3,400 m [既定計画]  
防波堤 延長 150 m [既定計画]

## 2 大規模地震対策施設

### 2-1 幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な以下の施設について、公共埠頭計画等の変更に伴い、次のとおり変更する。

#### 新本牧ふ頭地区

水深 18 m ~ 岸壁 2 バース 延長 1,000 m (コンテナ船用)  
[既定計画の変更計画] SH1,2

#### 既定計画

水深 18 m ~ 岸壁 2 バース 延長 800 m (コンテナ船用)  
SH1,2

## 3 港湾施設の利用

### (1) 物資補給等のための施設

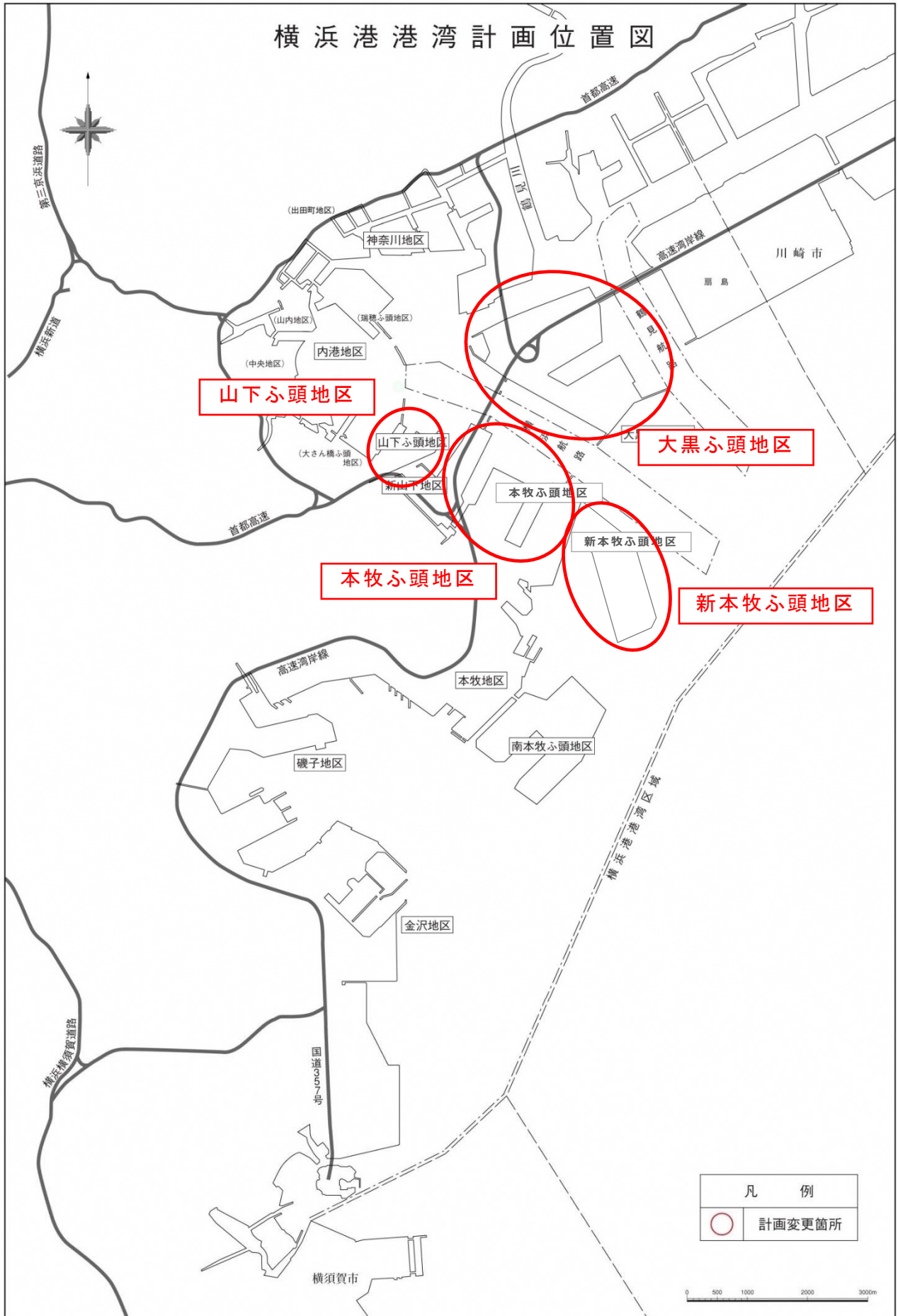
山下ふ頭の再開発に伴い、次の施設を廃止する。

#### 既設

#### 山下ふ頭地区

水深 10 m	岸壁 1 バース	延長 180 m	YS1
水深 12 m	岸壁 2 バース	延長 420 m	YS2,3
水深 10 m	岸壁 7 バース	延長 1,260 m	YS4~10
水深 3 ~ 4.5 m	物揚場	延長 300 m	YS2M,4M

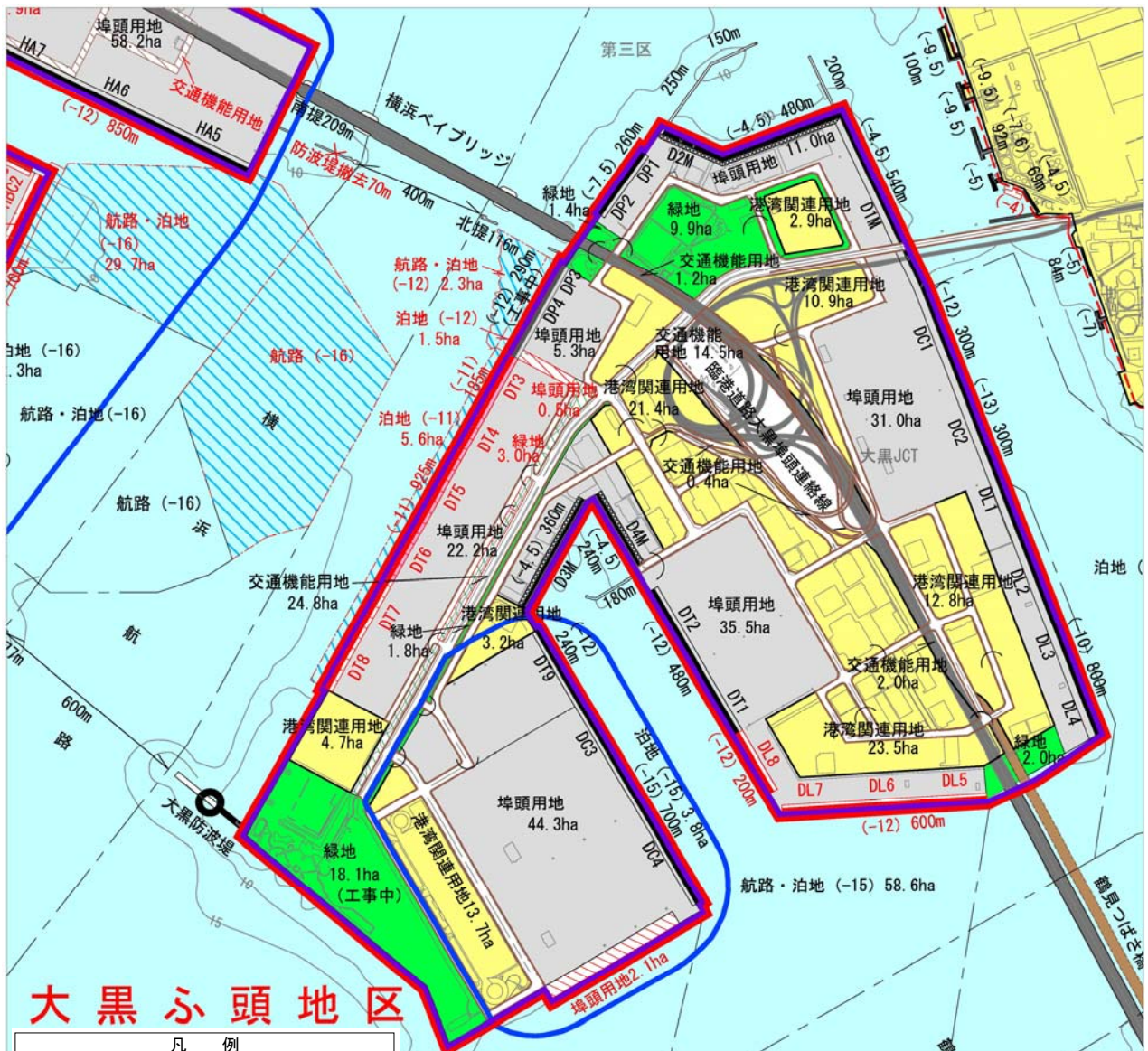
# 横浜港港湾計画位置図



凡 例	
	計画変更箇所

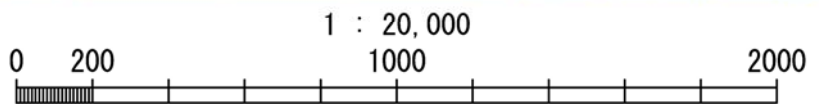
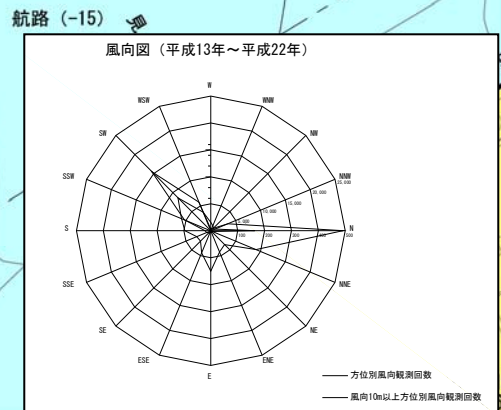
0 500 1000 2000 3000m

# 横浜港港湾計画図 〔大黒ふ頭地区〕



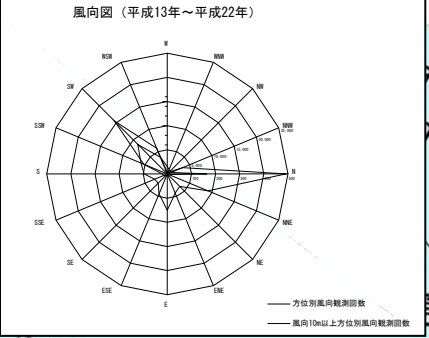
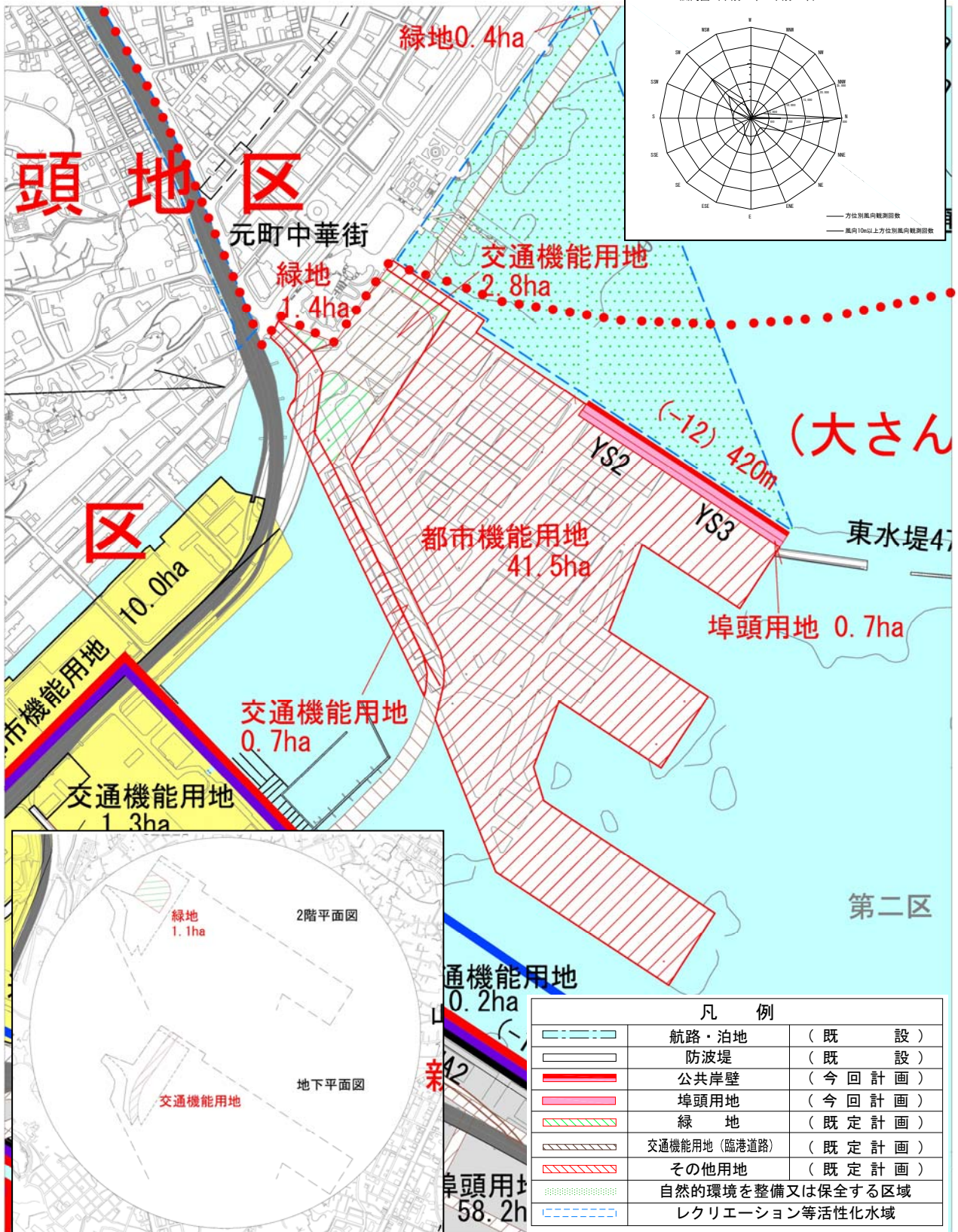
## 大黒ふ頭地区

凡 例	
	航路・泊地 (既 設)
	航路・泊地 (既定計画)
	防波堤 (既 設)
	防波堤 (既定計画)
	公共岸壁 (既 設)
	公共岸壁 (既定計画)
	公共岸壁 (緊急物資輸送用)
	公共物揚場 (既 設)
	物資補給岸壁 (既 設)
	魚釣さん橋 (既 設)
	埠頭用地 (既 設)
	埠頭用地 (既定計画)
	緑 地 (既 設)
	緑 地 (既定計画)
	交通機能用地 (臨港道路) (既 設)
	交通機能用地 (臨港道路) (既定計画)
	その他用地 (既 設)
	効率的な運営を特に促進する区域
	臨海部物流拠点の形成を図る区域
	効率的な流通業務を特に促進する区域

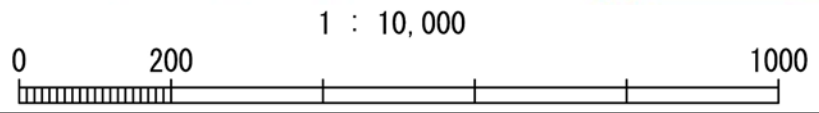




# 横浜港港湾計画図 〔山下ふ頭地区〕

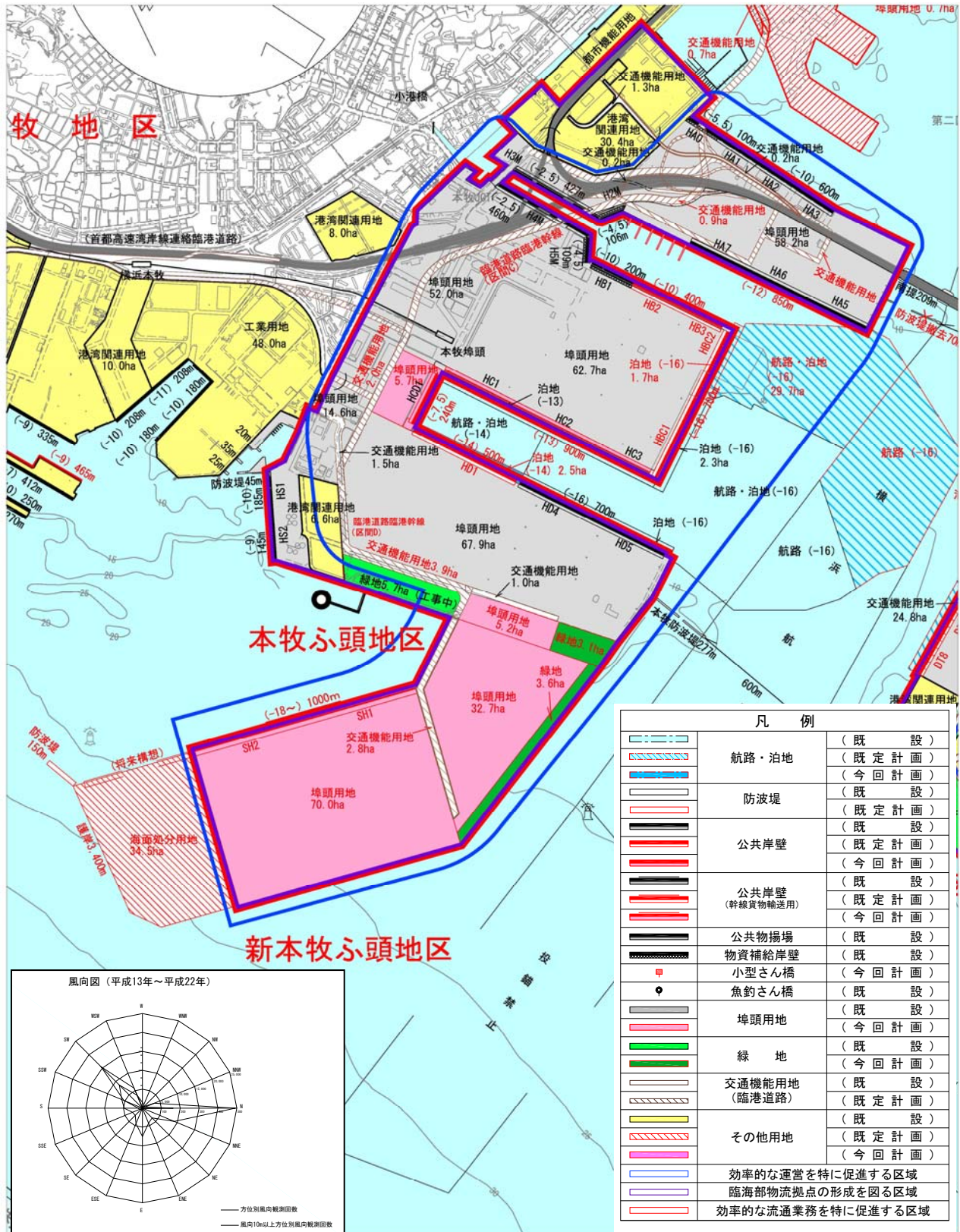


凡 例		
	航路・泊地	(既 設)
	防波堤	(既 設)
	公共岸壁	(今回計画)
	埠頭用地	(今回計画)
	緑 地	(既定計画)
	交通機能用地 (臨港道路)	(既定計画)
	その他用地	(既定計画)
	自然的環境を整備又は保全する区域 レクリエーション等活性化水域	





# 横浜港港湾計画図 〔本牧ふ頭地区・新本牧ふ頭地区〕



1 : 25,000

